

平成26年度 第4回市川市自立支援協議会 会議録（概要）

- 1 開催日時：平成27年3月19日（木）13時30分～15時30分
- 2 場 所：市川市急病診療ふれあいセンター2階 第2集会室
- 3 出席者：朝比奈委員、磯部委員、植野委員、内野委員、大井委員、金委員、木下委員、小井土委員、酒井委員、椎名委員、富岡委員、永井委員、長坂委員、中村委員、西野委員、深澤委員、保戸塚委員、松尾委員、三浦委員、宮本委員、森田委員、山崎委員
事務局：市川市 障害者支援課（秋本課長、渡辺主幹、新正主幹、池澤副主幹、石田主任）
市川市 発達支援課（岡崎主幹）
傍聴：1名
- 4 議 事：
 - （1）開会
 - （2）各専門部会・障害者団体連絡会の状況について
 - （3）第2次いちかわハートフルプランについて
 - （4）専門部会のあり方について
 - （5）閉会
- 5 提出資料：
 - （1）相談支援部会資料（資料1）
 - （2）就労支援部会資料（資料2）
 - （3）生活支援部会資料（資料3）
 - （4）障害者団体連絡会資料（資料4）
 - （5）田上委員提出資料（資料5）
 - （6）市川市自立支援協議会の関係図（平成26年度）（資料6）
 - （7）第2次いちかわハートフルプラン答申案（抜粋）（資料7）

【開会 13時30分】

【議事（1）開会】

○山崎会長より開会宣言。

【議事（2）各専門部会・障害者団体連絡会の状況について】

山崎会長：本日は今年度最後の会議となります。本日の議題ですが、この自立支援協議会が設立して7年ほど経過して、その中で当事者団体の組織である障害者団体連絡会の設立や基幹型支援センター「えくる」の設立など、かなりの成果をあげられたのかなと思います。そういったなかで、社会情勢の変化や法律の改正、施策の変更があるなかで、今日の議題には将来のことが含まれていると思います。市川市のなかで自立支援協議会が果たす役割などを念頭に置きながら、議論していきたいと思います。それでは議事に従って、はじめに各専門部会と障害者団体連絡会からのご報告をお願いしたいと思います。まずは、相談支援部会からお願いします。

朝比奈委員：相談支援部会からの報告をします。（資料1に基づき報告）

保戸塚委員：私からは障害児支援に関する要望書について説明します。（資料1に基づき報告）

山崎会長：ありがとうございました。質問・意見・要望につきましては、すべての報告が終わってから受け付けたいと思いますのでよろしくお願いします。続きまして、就労支援部会の報告をお願いします。

小井土委員：就労支援部会の報告をします。私のほうからは就労支援担当者会議の報告をさせていただきます。（資料2に基づき報告）

酒井委員：福祉的就労担当者会議と、部会の課題・取り組みの報告をします。（資料2に基づき報告）

山崎会長：ありがとうございました。それでは続きまして、生活支援部会からの報告をお願いします。

松尾委員：生活支援部会の報告をします。私からは平成26年度報告の説明をさせていただきます。（資料3に基づき報告）

磯部委員：私からは平成27年度計画の説明をします。（資料3に基づき報告）

山崎会長：ありがとうございました。それでは続きまして、障害者団体連絡会について、代表の大井委員さんから報告をお願いします。

大井委員：障害者団体連絡会の報告をします。（資料4に基づき報告）

山崎会長：ありがとうございました。ここまでの報告について、質問・意見などござい

ましたら、お願いします。

長坂委員 : 先ほどの就労支援部会の報告からあったように、資料2の4. 課題の2つめのところの「生活困窮者の就労支援の枠組み」ですが、来年度の4月から生活困窮者自立支援法が施行されるにあたって、就労支援部会がメインになるとは思いますが、相談支援部会や生活支援部会も関係が出てくるかと思えます。自立支援協議会全体に関わってくるのかと思えますので、まだ現段階ではどのような関わりが出てくるのかは分かりませんが、年度明けて早々には動き始めるかと思えますので、今後大きな課題という認識を持っておきたいと思えます。

山崎会長 : 来月から施行の生活困窮者自立支援法は、ざっくりと申し上げますと生活保護に至る前の段階の方に対する支援を行うもので、その対象のなかには、手帳未所持の障害が疑われる方も含まれます。この辺について、念頭において活動していきたいという意見かと思えます。

植野委員 : 先ほど障害者手帳未所持の障害が疑われる方という話がありましたが、障害者の定義について確認したいと思えます。

朝比奈委員 : 私面で申し上げますが、まず、今回の法改正で全員にケアマネが付くという話がありますが、ここでいう「全員」とは、障害者であって、なおかつ自立支援給付のサービスを受けている方になります。これは一番狭い定義になるかと思えます。障害福祉サービスについては、手帳未所持でも自立支援医療を受けている方も利用が可能です。ですので、第2次いちかわハートフルプランにおいても、精神障害者については、手帳所持者数とともに、自立支援医療受給者数についても記載があります。国、県についても同様の取扱いかと思えますので、その辺のことを念頭に置いて考える必要があるかと思えます。そういった制度や施策の実情はともかく、障害者制度改革推進会議の資料を見ても、OECD各国の障害者数と比較して、日本の障害者数は圧倒的に少ないと言われています。例えば、知的障害については、IQ70以下と定義されていて、全人口に占める割合は2.5%と言われています。ところが、日本における知的障害の障害者手帳所持者数をみると、その3分の1にも満たないと言われています。知的障害に該当するものの、手帳を所持していない方はたくさんいるということだと思えます。また、日本の医療計画のなかでは精神疾患が五大疾患のなかに位置付けられていますが、障害者手帳を未取得の方や治療が必要な方であっても未治療の方もいるかと思えます。そういった意味では、先ほどの保戸塚委員から、子どもの分野での横断的な組織の必要性の話がありましたが、障害者施策の範囲がどの程度なのかというのは難しい部分で、子どもでは一般施策のなかで取り扱う必要性が生じているかと思えます。これまでの障害者の枠組みだけでは捉えきれない、支え

きれない問題というのが起こっているかと思います。そういった部分を含めての生活困窮者自立支援法かと私は理解していますので、今後、障害者の枠組みを超えた連携や協働が必要になってくるという長坂さんからのご指摘は、非常にその通りかと思います。

山崎会長 : 事務局からなにか補足はございますか。

事務局 : 朝比奈委員のおっしゃるとおりかと思います。私どもとしても、そのような理解で進めていきたいと思っています。

山崎会長 : 狭義の意味での障害者の定義から始まり、その規定を丸とすると、小さな丸から大きな丸になるかと思っています。それに加えて、丸のなかには含まれていないが、なんらかの支援を必要としている方が居るということかと思っています。他になにかございますのでしょうか。ないようでしたら、保戸塚委員から説明のありました要望書について、特にご意見や修正がなければ、これを市に提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

全員 : (異議なし)

山崎会長 : ありがとうございます。

【議事(3) 第2次いちかわハートフルプランについて】

山崎会長 : 第2次いちかわハートフルプランについてです。前回の自立支援協議会で提言をとりまとめた上で、障害者福祉専門分科会との意見交換を行いました。その結果が、計画書にどのように反映されているかについて、事務局のほうからご説明をお願いします。また併せて、本日ご欠席の田上委員からのご意見についても、ハートフルプランの推進に関わりが深いと思われるので、ご紹介いただければと思います。

事務局 : 第2次いちかわハートフルプランの答申案について説明します。(資料7に基づき説明)

引き続き、田上委員からのご意見について、ご紹介させていただきます。(資料5を紹介)

山崎会長 : ありがとうございます。いまの説明を踏まえて、第2次いちかわハートフルプランに関する意見交換をしたいと思っています。

朝比奈委員 : 私は社会福祉審議会の臨時委員として、第2次いちかわハートフルプランの策定に参加させていただきました。今回事務局から説明いただいたものは1月21日の審議会に提出された答申案ということで、最終的なものが出来上がった後に、事務局から再度ご説明いただけるかと思いますが、平成27年度から29年度の3年間の計画ということで、実際にはこの計画が実行されていくということが、当事者や自立支援協議会にとって極めて重要なことか

と思います。そういう意味では具体的に盛り込まれた事項について、そのまま実行するのではなく、検討や具体的な実施の内容を定めた上で実施をしていくことになるかと思います。誰が・どこで・どのように詰めていくのかということ、自立支援協議会としても提案した責任を一緒に背負ったうえで、中身を深めていくことが必要かと思います。そういった意味では、各部会や連絡会が全体を見据えながら、各々の取り組みを行っていくということではないでしょうか。

山崎会長 : 来年度の早々に自立支援協議会の場で成案化されたものについての説明をいただきたいという要望と第2次いちかわハートフルプランの実行について、もちろん市の責務において進めていくものではあります。これまで意見を申し上げてきた私ども自立支援協議会もそこに加わっていくべきではないかというご意見だと思います。

植野委員 : 資料7のなかで、分からない部分がありますので、教えていただきたいと思えます。ひとつめが、資料7の24ページの一番下の○「技術の進歩に応じたコミュニケーション支援～」とありますが、この部分はどういったことを指すのか教えて下さい。次に、25ページの下から2行目に「障害者団体連絡会運営支援事業」とありますが、これは初めて目にしました。現在、障害者団体連絡会では会費の徴収ということが問題になっています。ですので、こういった支援があるとなると、その部分も視野に入れる必要があるかと思えますので、その内容を教えていただきたいと思えます。最後に、52ページの1の(1)に「意思決定の支援」という記述についてです。平成25年3月に厚生労働省から通達があった意思疎通支援に係るモデル要綱ですが、これは、県や地域によって取り扱いの差異を解消することを目指すものですが、そのなかで、運営委員会を立ち上げ、手話通訳者、行政、当事者団体の3者で話し合う場とするというものですが、市に設置の要望をあげましたが、今年に入って考えていないとの回答がありました。これを考え直すことはないのでしょうか。

事務局 : ひとつめのご質問ですが、例えばOHPでの要約筆記がパソコンを使ったものに変更したりですとか、カセットテープによる朗読がDAISY方式に変更したりということ想定しています。二点目ですが、この事業は現行のいちかわハートフルプランにも位置付けられている事業になっています。これは障害者団体連絡会の活動に対して、場所の提供や連絡などの事務局機能を通して、バックアップしていくというものになります。先ほど植野委員がおっしゃっていたように、現在会費の徴収を検討しているということは存じ上げておりますが、仮に財政的に独立したとしても、市としてある程度のバックアップは続けていくつもりで、今回の第2次ハートフルプランにも引き続

きこの事業を位置付けさせていただいております。最後の意思決定支援ですが、52ページにおいては、知的障害や精神障害をお持ちの方で、自己決定に関する支援ということ指しております。例えば、重度の知的障害をお持ちの方で、本人の意思がなかなか分かりづらい場合にどのように支援していくかといったケースなどがこれに該当します。植野委員がおっしゃっていたのは意思疎通支援に関することで、少し違って来るかと思えます。意思疎通支援事業については、今回のお手元の資料にはございませんが、ご指摘のありました都道府県や市町村間で取扱いに差異があるという課題については、計画のなかに記載してありまして、これを踏まえて市としても事業のあり方を検討していく必要があると認識しています。手話通訳や要約筆記の派遣についても同様に検討していくとなっております。

植野委員 : 障害者権利条約では、「当事者抜きに当事者のことを決めない」という理念があります。いまのお話は非常に狭義な意味での解釈かと思えます。厚生労働省からの通達では、運営委員会は当事者団体を含めてのものが望ましいと書かれております。ところが、市は考えていない、運営委員会の位置付けがわからないとの回答でした。これに関しては非常に残念です。

木下委員 : 25ページの④災害対策の推進のところの○の一番下に「災害時に必要とされる備蓄品の整備を進めます。」という記載がありますが、平成24年の九都県市の防災訓練に参加した際に、市の危機管理課に提出した要望書の内容からきているものかと思えますが、市の施策として、実際にやっていただけるという理解でよろしかったでしょうか。

事務局 : おっしゃる通りです。

山崎会長 : 私のほうから、一人の委員としては権利擁護機関からの代表として選出されておりますので、それに関した意見を述べたいと思えます。最高裁の報告でも、第三者後見が過半数を超えているという状況の中で、成年後見の体制に関して、計画のなかで取り上げてもらっていますが、広報・啓発や利用支援事業ももちろん大事なのですが、今後後見人が必要になるということを考えると、市民後見人の養成にまで言及していただくとありがたかったかなと思えます。その部分については、ぜひ今後の事業展開に含めていただきたいと思えます。

長坂委員 : 先ほど朝比奈委員から総括的に自立支援協議会としてもこの計画の推進をサポートしていくということがあったかと思えますが、19ページにあるように、市の相談支援体制の見直しということで、基幹相談支援体制を構築するために「たまり場機能」を備えた場の試行という記述がありますが、実際これをやろうと思うと、夜間や休日の稼働が伴うと思えます。えくるは全面的に協力するつもりではありますが、すぐにでもアクセスとこのことにかんし

てプロジェクトチームなどを立ち上げる必要があるかと思います。その際は自立支援協議会の皆様にご協力いただく部分があるかと思いますので、よろしくをお願いします。

山崎会長：それでは、他になければ次の議事に移りたいと思います。

【議事（４）専門部会のあり方について】

山崎会長：先ほどの各専門分科会からの報告にもありました、自立支援協議会の専門部会のあり方について見直しを求める意見があったかと思います。そこでこのことを改めて議題として取り上げることとします。現況は資料6のようになっているかと思います。これを踏まえて、生活支援部会のほうから、先ほどの説明からも少し掘り下げて問題提起していただけますでしょうか。

松尾委員：生活支援部会は、3つの専門部会のなかで一番幅広い分野にわたっているかと思います。就労や相談の枠組みに収まりきれない部分を扱っています。事業所連絡会のようなものがグループホームでは行われていますが、その他のものは自立支援協議会を通して立ち上げたほうが、協議が進みやすいということもあり、居宅支援連絡会や日中活動連絡会ができたという経緯があります。その事業に従事しているスタッフは現状が見えていますので、話が進みやすい。ホームヘルプに従事している職員と、日中活動に従事している職員とでは課題を共有することは可能だと思いますが、実際に取り組むとなると実現に向かいにくかった現状があります。啓発活動については、実行委員会という形で部会以外の方の力を借りて行ってきました。部会のなかで意見をいただきましたが、皆さんがそれぞれの仕事を持っていて、忙しいなかで、課題の共有・検討まではできるけれども、実際に行動に移すとすると非常に難しさが伴うと思います。プロジェクトチームや実行委員会を立ち上げることはいいと思いますが、生活支援部会のなかだけでは解決しにくい課題というものがたくさんあります。生活支援部会のなかで活動している連絡会や会議等はそれぞれ独立して活発に活動しています。一つの案として、それぞれの目的やテーマに沿った活動を進めつつ、共通の課題としてあがっているテーマに関して部会を再編成し取り組むということが挙げられます。例えば、子どもに関する部会や人の確保や育成に関する部会、災害対策に関する部会といったアイデアが出ています。

山崎会長：冒頭の挨拶でも述べましたが、自立支援協議会が出来て約7年経ち、かなりの成果が出ていますが、さらに成果を挙げるためには、次の展開としては、課題ごとに部会を設けて、目標を設定して活動していくということかと思います。磯部委員から補足はありますか。

- 磯部委員 : 松尾委員のおっしゃった、その通りだと思います。
- 山崎会長 : この場で、いますぐにどうこうするというを決めるのではなく、平成27年度の1年間かけて検討していくということですが、いかがでしょうか。
- 保戸塚委員 : 例えば、生活支援部会の重心サポート会議のなかでも子どもの問題というのが出てきていて、それを成人の中で一緒に考えるのはどうなのかなというところで現実的な問題意識をお持ちなのだと思います。教育・保育・福祉のなかで、障害のある子どもや支援の必要な子どもの問題が大きくなってきていて、それぞれの部署で、それぞれの施策で対応している現状です。そうなる縦割りと言いますか、制度の狭間に落ちてしまう子どもが出てきてしまい、なかなか上手く支援が届かないということで、国としても連携という言葉を使って、それぞれの施策が相互に連携して支援に当たるようなことを考えているようです。子どものほうからすると、保護者も含めた関係機関が一堂に会して、課題に取り組める場が必要かと思います。
- 大井委員 : 自立支援協議会の委員になったときから、人の人生のなかで教育・就労・老後が大事だと申し上げてきました。現在、相談・生活・就労という3部会がありますが、障害児に関係する部署や機関が集まって話をする場というのがあったほうが良いと思います。田上委員から提議のあった、知的障害者の老後の問題についても、これはなにも知的障害だけの問題ではないと思いますが、細かい部分で小回りを利かせながら、全体で考えていくことが必要かと思います。ですので、今後1年間使って、部会の見直しをすることに賛成です。
- 山崎会長 : 就労支援部会ではいかがでしょうか。
- 酒井委員 : 先ほど課題でも挙げましたが、就労している人の生活支援をどうするのかということがあります。いまの部会の括りでやっていけるものとやっていけないものもあると思いますので、時間をかけて検討していく必要があるかと思います。生活支援部会だけでなく、いろいろなところで、ここにはあがっていない話や課題などもあると思いますし、元々、現在の3部会を作るときにも、いろいろあがっていたということもありますので、今回いろいろと検討できたらと思います。
- 山崎会長 : 酒井委員のお話の通り、部会を作る際にはいろいろとあがってしまっていて、取り掛かるべき課題はなにかということで、現在の3部会の形になったかと思っています。相談支援部会からございますか。
- 朝比奈委員 : 相談支援部会ではえくるの開設やガイドラインの制定など、具体的に取り組めることに取り組んできたかと思います。逆に言うと、取り組みにくいことに関しては後回しになっていたかということもあり、今回、子どもという枠組みで横断的な協議会組織ということが出てきているのは、そういうことの

現れなんだろうと思います。相談というのは、最終的にその方が安定した生活支援体制作りが実現できないと用をなさないもので、社会資源作りという部分では生活支援部会頼みになっていて、やりきれなかった部分が多々あったのかと思います。必然的に、これまで達成できたことを確認しつつ、今後どうしていくかを考える曲がり角に来ているのかと思います。資料6の図を見てみると、自立支援協議会の四角のなかに6つの枠組みがあって、例えば相談支援事業についてはis-netが設立されて、地域福祉関係では社会福祉協議会を中心にネットワークを作っていて、障害者団体についても障害者団体連絡会が形になってきています。今回、障害児関係について横断的な協議会組織をとという話になってきています。そうすると、サービス事業所と就労支援関係という括りをどういう風に形にしていくのかということを見ると、自立支援協議会の役割というものははっきりしてくるのかと思いました。サービス事業者の横断的な組織が出来れば、人材確保や研修といったことを中心的に担っていき、自立支援協議会としては社会資源の開発に力を注げるといふことも考えられると思います。全体としてのネットワークや不足しているところに取り組むことで、自立支援協議会の役割をもっとはっきりとさせることが可能かと思いました。

山崎会長 : 今後どういう形で取り組むのかという方向性を考える時期に来ているのかと思います。いまの朝比奈委員の意見を考慮しつつ、同時に自立支援協議会は現場の方が集まっているので、現場での工夫や、新しい取り組みなどにチャレンジしていければ良いのかと思います。

植野委員 : 障害者団体連絡会からのお願いです。市内の20団体が、それぞれの異なる立場や背景があるなかで、集まって活動しています。障害者個別では様々なニーズを抱えていて、個別に行政に要望することもあるかと思います。ですので、そういったことにも是非ご配慮いただきたいと思います。

山崎会長 : 共通するニーズと個別のニーズがあるということかと思います。私ども自立支援協議会においても同じことが言えるかと思います。決してどちらかが優先されるというものでもないかと思います。

本日の議論や各部会の幹事からの意見を聞いていると、専門分科会を始めとした自立支援協議会のあり方や部会の設置の仕方、どのように取り組んだら活性化して、成果が挙げられるかということが大半を占めていたように思います。当事者団体の方からも見直しの時期ではないのかという意見もありましたので、来年度1年かけて、平成28年度から委員の改選も含めて新しい体制で出発できるよう、検討していきたいと思いますがよろしいでしょうか。

全員 : (異議なし)

山崎会長 : ありがとうございます。他になければ、事務局よりどうぞ。

事務局 : 今年度の自立支援協議会は、今回で終了となります。今年度は、第2次いちかわハートフルプランの策定にあたって、多大なご協力をいただきましてありがとうございました。また、次回の自立支援協議会は、5月ごろの開催とさせていただきますと思います。日時・場所等が決まりましたら、ご連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。また、今年度最後になりましたので、障害者支援課長の秋本よりご挨拶申し上げます。

秋本課長 : (挨拶)

【議事（5）閉会】

山崎会長 : それではこれで、平成26年度第4回自立支援協議会を閉会します。ありがとうございました。

【閉会 15時30分】